預金4

決 済 用 預 金

平成18年10月1日現在

		十八〇十八〇八八
1	商品名	決済用普通預金(無利息の普通預金)
2	販売対象	制限無し(個人、法人、地方公共団体)
3	期間	期間の定めはありません。
4	預入方法	
	(1) 預入方法	随時預入
	(2) 預入金額	1円以上
	(3) 預入単位	1円単位
5	払戻方法	随時、払戻可能です。
6	利息	無利息
7	口座開設	・既存の「普通預金 (総合口座)」から「決済用普通預金」への切替え
		が可能です。(口座番号は変わりません)
		※切替えの場合には、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金取
		扱依頼書」の提出が必要です。当該「決済用普通預金取扱依頼書」
		に貼付する収入印紙(200円)をご用意ください。
		※「決済用普通預金」から「普通預金(総合口座)」に変更も可能で
		す。
		変更の場合には、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金解除
		届書」の提出が必要です。当該「決済用普通預金解除届書」に貼付
		する収入印紙(200円)をご用意ください。
		· 新規口座開設
		新規で「決済用普通預金」の口座を開設することも可能です。
		※新規の場合も「決済用普通預金取扱依頼書」に貼付する収入印紙
		(200円)をご用意ください。
8 #	中途解約時の	期間の定めはありません。
	取扱い	
9	重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険にて全額保護されます。
10	その他の事項	・ 給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り口座、ならびに公
		共料金等の自動支払口座としての利用ができます。
		・ 総合口座の普通預金部分につきましては、決済用普通預金へ変更する
		ことが可能です。
		ただし、総合口座の定期預金部分につきましては、決済用預金へ変更
		できないため、他の決済用預金以外の預金と合算して、1預金者あた
		り元本1,000万円とその利息が保護されます。